

# 医療機関における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

インフルエンザ様症状のある患者が医療機関を受診

インフルエンザと診断される ( 1 )

インフルエンザと診断されない

同一学級や部活動単位

**同一の集団に属する別の患者(疑いを含む)がいる**  
 同一の集団に属するインフルエンザ患者を7日以内に2名以上診察した場合  
 問診を行い、インフルエンザ様症状を呈する者が患者の周囲に1名以上いると判明した場合

いいえ

はい

**医師は最寄りの保健所に連絡し、患者に対し、外出自粛、手洗い・咳エチケット等、必要な保健指導を行う**

医師は、複数の患者のうち、一部の患者の検体を採取 ( 2 )

保健所は衛生科学センターに検体搬送

衛生科学センターでPCR検査

陰性

一般の診療を継続

陽性

新型インフルエンザ確定患者

**確定診断された場合、法に基づく確定患者として、医師は保健所に届出を行う。**  
**保健所は、必要に応じて積極的疫学調査を行い、濃厚接触者を把握。**

医師は、確定患者に対し治療を行う  
 都道府県等は、感染拡大防止のために行動に注意を払うことの重要性を説明し協力を求める。  
 都道府県等は、学校・保育施設等に対し必要に応じて臨時休業要請を検討

1 臨床症状及び簡易迅速検査の結果等を踏まえ医師が診断する。(季節性が新型かを問わない。また、迅速検査でB型が確定された場合は、新型インフルエンザの可能性を除外して一般診療を継続して差し支えない。)  
 2 保健所は、同一の集団(学校等)に属する別の患者(疑いを含む)について医師から連絡があった場合、原則として当該集団に属する少なくとも一人の患者の検体について、PCR検査を衛生科学センターへ依頼する。